

【現行】

(23) 酒田市修道館

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
全面	1時間につき 540円
半面	1時間につき 270円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 100円
一般	1人1回につき 210円

摘要 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分	使用料
体育室 全面	1時間につき 310円
半面	1時間につき 160円

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

(23) 酒田市修道館

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
全面	1時間につき 550円
半面	1時間につき 270円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

ウ 電気使用料

使用区分	使用料
体育室 全面	1時間につき 310円
半面	1時間につき 160円

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(22) 酒田市修道館

ア 全部を単独で使用する場合

使用区分	使用料
高校生以下	全面 1時間につき 270円
	半面 1時間につき 130円
一般	全面 1時間につき 550円
	半面 1時間につき 270円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前8時30分から午後零時30分まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時30分から午後9時30分までをそれぞれ1回とする。

→ア の使用料に含まれます。